



氏 名

栗 林 美 保

事務所 トニカ法律事務所

住 所：〒104-0031

中央区京橋2丁目2番14号

山陽アネックスビル3階

電 話：3274-5051

FAX：3274-6930

主 な 経 歴 (登録年月日、弁護士会活動や主な公益活動等)

昭和58年4月 最高裁判所司法研修所終了(35期)

昭和58年4月 弁護士登録(東京弁護士会)

平成5年4月から16年3月まで

慶應義塾大学法学部法律学科 非常勤講師(民法)

平成13年4月から16年3月まで

桐蔭横浜大学法学部 非常勤講師(家族法)

平成16年4月から19年3月まで

慶應義塾大学法科大学院 教授(民事法)

平成13年4月から15年3月まで

大田区男女平等推進区民会議会長

平成12年4月から平成20年3月まで

東京簡易裁判所民事調停委員

平成20年5月から平成21年10月まで海外滞在(ダブリン・ロンドン)

平成22年4月から 東京弁護士会 人権擁護委員会委員

主 な 取 扱 い 分 野

1.公害 2.日照 3.クレサラ 4.労働(労・使) 5.行政 6.税務 ⑦借地借家

8.海事 9.倒産 10.独禁法 11.涉外 ⑫親族 ⑬相続 14.著作権

15.工業所有権 16.医療問題 17.民暴 18.建築紛争 ⑰消費者 20.交通事故

21.PL 22.コンピュータ 23.労災 ⑳不動産取引 25.金融取引 26.ドメステ

ィックバイオレンス ㉑セクハラ 28.その他()

※該当する分野を選択してください。

あっせん・仲裁人のメッセージ

当事者双方の言い分をよく聞き、また、その気持ちを理解するよう努めるとともに、中立の立場から、法律に沿って、出来る限り双方が納得できる解決をはかるよう努力いたします。

当会は、貴職から頂いた個人情報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか、紛争解決センターでのあっせん手続・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。